

新宮町定期巡回・随時対応型訪問介護看護
サービス整備・運営事業者 募集要項
(令和8年度 新規整備)

新宮町健康福祉課

令和8年4月

目次

1	公募の趣旨	2
2	募集するサービスの種類	2
3	整備年度	2
4	施設整備等に係る補助	2
5	応募資格	3
6	用地について	3
7	基準等の遵守	4
8	受付期間及び提出方法	4
9	応募に当たっての留意点	5
10	選定方法	6
11	質問等の受付について	6
	資料 1	8
	資料 2	10
	資料 3	11

1 公募の趣旨

新宮町では、福岡県第10次高齢者保健福祉計画等に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

本公募は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を希望する事業者を選定するために行うものであり、福岡県地域密着型施設等整備補助金の交付を希望する事業者に対するものです。

2 募集するサービスの種類

募集数及び募集内容

種類	施設数	対象圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	原則、新宮町内

※一体型・連携型どちらでも可

ただし、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者へのサービスの割合は全利用者の50%未満とすること。

3 整備年度

令和8年度。原則として、令和9年3月末までに開設すること。

【留意事項】補助金交付決定日以降、令和9年3月までの各月1日付けで、令和8年度中に定期巡回を開設できるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けること。

4 施設整備等に係る補助

本事業における補助金は、福岡県地域密着型施設等整備補助金を財源としています。補助金を活用するためには、町の事業者選定を経た後、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けること（福岡県介護保険広域連合が指定）及び福岡県の補助対象事業として認められることが必要ですが、本募集の提出書類については、福岡県から補助金が交付されるものと仮定して作成してください。

なお、福岡県の補助金交付決定の時期は令和8年7月以降となります。

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

配分基礎単価	施設数
13,920 千円	1

【留意事項】 施設開設準備に係る対象経費

施設の新規開設前に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費及び委託料とする。ただし、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費については開設前最大6か月間に限る。また、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。

5 応募資格

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開設を希望する法人で、次の要件を満たすもの。

- (1) 介護保険法第78条の2第4項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (2) 既存法人（介護保険事業）の場合、過去5年間の指導監査等で行政処分（指定の取り消し、指定の全部又は一部停止等）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (4) 税金の未納がないこと。
- (5) 法人の役員等（取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次の事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」）という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）である。
 - イ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している。
 - ウ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している。
 - エ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便益を供与している。
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している。

6 用地について

- (1) 開設予定の土地・建物は事業者が所有又は賃借するものとします。

なお、応募段階で土地・建物の取得は不要です（賃借の場合は、相当期間の賃借契約期間を設定してください）。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年五月八日法律第五十七号）に基づく土砂災害警戒区域内又は土砂災害特別警戒区域内でないこと。
- (3) 水防法（昭和二十四年六月四日法律第九十三号）に基づく洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域でないこと。

7 基準等の遵守

整備計画に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- (1) 施設の人員・整備・運営に関すること
 - ア 介護保険法(平成九年十二月十七日法律第二百二十三号)
 - イ 老人福祉法(昭和三十八年七月十一日法律第三百三十三号)
 - ウ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」
 - エ 各種関係法令等

- (2) 施設の建設に関すること
 - ア 都市計画法(昭和四十三年六月十五日法律第百号)
 - イ 建築基準法(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)
 - ウ 消防法(昭和二十三年七月二十四日法律第八十六号)
 - エ バリアフリー関係法令等
 - オ 各種関係法令等

8 受付期間及び提出方法

本公募への申し込みを希望する事業者は、次の要領で応募書類を提出してください。

- (1) 応募書類受付期間及び提出場所
 - ア 受付期間
令和8年4月24日(金)～令和8年5月22日(金)
(土曜日・日曜日・祝日を除きます。)
午前8時30分～午後4時
※郵送・電子メールによる受け付けはしません。あらかじめ電話連絡の上、来所願います。
 - イ 提出場所・問い合わせ先
福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目3番1号
新宮町福祉センター 健康福祉課 高齢者福祉担当
電話 092-710-8286 (直通)
FAX 092-710-8287

- (2) 提出部数
正本1部 副本2部(コピー可)

(3) 提出書類について

- ア 提出書類については、本要項の「提出書類一覧」(資料3)のとおりとします。
- イ 提出に必要な様式類については、新宮町のホームページからダウンロードすることができます。
- ウ 契約者同士で原本を保管する契約関係書類などは、写しの提出で構いませんが、次のとおり法人代表者名で原本証明してください。

(原本証明の例)

この写しは原本と相違ありません。 令和 年 月 日 法人名 ○○○○○ 代表者 ○○ ○○ 実印

- エ 提出書類の体裁は次のように整えてください。
 - (ア) 全体をバインダー等 (A4版)、左とじで綴る。
 - (イ) 表紙には表題をつける。
 - (ウ) 様式ごとに中表紙を挿入し、見出し (インデックスシール) をつける。

9 応募に当たっての留意点

- (1) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 他の応募者の計画の内容に関するお問い合わせには、理由の如何を問わず一切応じません。
- (4) 本応募に関して発生した損害賠償請求等については、応募者の責任に帰する事項であり、本町はその責任を負いません。
応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (5) 事業の審査後の協議において開設の許可が得られないなど、次のア～ウに該当し、事業計画が成り立たないことが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。この場合、本町はその責任を一切負いません。
 - ア 必要な許認可が取得できない場合
 - イ 資金計画の大幅な変更
 - ウ 事業計画の変更 (計画地の変更、本要項の要件に適合しない変更等)

10 選定方法

新宮町定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査に基づき選定します。

(1) 書類審査

応募書類に基づき、書類審査を行います。
審査項目は応募書類が要件を満たしていること。

(2) 本審査

書類審査を通過したものについて、選定委員会が審査を行います。
ア ヒアリング（評価項目について行います。所要時間は30分程度）
イ 評価項目（資料1のとおり）

(3) 選定結果の通知

選定結果は選定、不選定に関わらず、全応募者に文書で通知するとともに、自己の評価のみを開示します。なお、審査の結果、「該当なし」とすることがあります。

11 質問等の受付について

(1) 受付期間

令和8年4月24日（金）～5月15日（金）
（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）

(2) 受付方法

ア 質問票（資料2）に要旨を簡潔にまとめ、質問事項を1件ごとに1部作成してください。
イ 質問内容に関して健康福祉課からお尋ねすることがありますので、提出する質問票の控えを保管しておいてください。
ウ 質問票は福祉センター健康福祉課窓口へ提出していただくか、メール、FAXで送信してください。なお、メール、FAXの場合は必ず受信確認のために電話をしてください。

新宮町福祉センター健康福祉課 高齢者福祉担当 あて
住所 〒811-0119 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目3番1号
FAX：092 - 710 - 8287
メールアドレス：kourei@town.shingu.fukuoka.jp
電話 092 - 710 - 8286（直通）

エ 質問票以外の方法での対応は受け付けません。

オ 他の法人の応募に関する質問や審査状況についての質問は受け付けません。

(3) 回答方法

受け付けした質問については、令和8年4月24日（金）以降、町ホームページで随時回答予定です。

(4) スケジュールについて

今後のスケジュールは次のとおりです。都合により日程等の変更が生じる場合があります。

応募要項配布	令和8年4月24日（金）～5月15日（金）
応募書類受付期間	令和8年4月24日（金）～5月22日（金）
質問受付期間	令和8年4月24日（金）～5月15日（金）
質問に対する回答	令和8年4月24日（金）以降、随時町ホームページで回答
審査	令和8年5月下旬～6月上旬
選定結果公表	令和8年6月中旬

資料 1

選定評価項目（新宮町定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス整備・運営事業者選定）

	項 目	内 容
法人 の 評 価	1 法人の適格性	法人が、介護保険法第78条の2第4号各号に該当しないなど応募資格に掲げる不適格要件に該当しないこと。
	2 事業実績	当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。
	3 関係行政庁の監査及び指導状況	本事業の設置主体として問題がないと認められること。
	4 法人の経営状況	経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。
事業 計 画 の 基 礎 評 価	5 事業所運営の基本的考え方	当該事業を理解し、利用者本位のサービスを継続して提供できること。
	6 管理者の経験及び適正	当該介護保険事業者指定基準に適合する者であり、当該事業を運営するに当たり十分な知識及び経験等を有する者であること。
	7 オペレーターの資格及び員数	随時対応における判断能力、調整能力等、十分な知識及び経験を有すること。 また、適切にサービスを提供できる人数を確保すること。
	8 訪問介護員等の資格及び員数	定期巡回及び随時訪問の実施に関し、十分な知識及び経験を有すること。 また、適切にサービスを提供できる人数を確保すること。
	9 看護師等の資格及び員数	訪問看護の実施に関し、十分な知識及び経験を有すること。 また、必要な人数、勤務時間が確保されていること
	10 事業に必要な機器等の確保状況	利用者情報等を蓄積する機器が備えられていること。オペレーターとの適切な通信手段が備えられていること。
	11 事業所の確保状況	事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれること。
	12 事業所の立地条件	事業所から利用者宅への訪問にかかる時間が適切であること。
	13 地域医療との連携	サービス提供に当たり、指導・助言を得られる医療機関等が確保されていること。
	事業	14 事業実績の活用

展 開 に 対 す る 評 価	1 5 事業の先進性	事業計画に、先駆的な取組等の特色が認められること。
	1 6 地域特性への対応	事業計画に、利用者個々のニーズに柔軟に対応するための取組みが認められること。
	1 7 地域包括ケアシステムへの対応	事業計画に、地域包括ケアシステムに対応する取組が認められること。
そ の 他	1 8 その他特記事項	事業計画に、選定基準に掲げる項目以外に評価すべき要素があるか。

資料 2

質問票（定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備・運営事業者選定）

事業者名	
担当者名	
電話番号	
F A X	

質問事項（1枚に1件ずつ、簡潔に記載してください。）

質問票は福祉センター窓口へ提出していただくか、F A Xで送信してください。なお、F A Xの場合は必ず受信確認のために電話をしてください。

【送信先】

新宮町福祉センター 健康福祉課 高齢者福祉担当

F A X 092-710-8287 電話 092-710-8286

資料 3

提出書類一覧

番号	書類	様式
1	応募申込書	様式 1
2	事業計画書	様式 2
3	定款	
4	法人登記簿謄本	
5	法人の印鑑証明書	
6	直近 2 期分の決算報告書	
7	預貯金残高証明書	
8	納税証明書（公募開始日以降に発行されたもの）	
9	既存事業（介護保険事業）に係る関係行政庁の監査及び指導状況等（改善指示書及び改善報告書などの写し）	
10	事業所の案内図（縮尺 1 / 10, 000 程度のものと、開設予定区全域を網羅したものの 2 種類添付）	
11	事業所平面図（改修及び増改築の場合は、改修・増改築前の図面）	
12	現況写真（全景のほか、事務室内の主要部分 5 枚程度）	
13	事業所確保の折衝状況を記したもの（建物売買契約書、賃貸借契約書、合意書があれば添付）	
14	事業運営実績一覧表	様式 3
15	運営方針	様式 4
16	管理者の経歴	様式 5
17	オペレーター（予定者）経歴書	様式 6
18	訪問介護員等の雇用に係る方針	様式 7
19	（一体型事業所のみ）看護職員等（予定者）一覧	様式 8
20	（連携型事業所のみ）連携する訪問看護事業所一覧	様式 9
21	同意書	様式 10
22	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式 11
23	利用者状況を蓄積する機器等及び利用者からの通報を受ける通信機器等の概要	様式 12
24	指導・助言を得られる医療機関・医師一覧	様式 13
25	介護・医療連携推進会議の概要	様式 14
26	緊急時及び非常災害時に備えた体制等の概要	様式 15
27	令和 8 年度資金計画書	様式 16
28	令和 8 年度収支予算書	様式 17
29	事業実績の活用	様式 18

3 0	先駆的な取組	様式 1 9
3 1	利用者ニーズ対応	様式 2 0
3 2	地域包括ケアシステムへの対応	様式 2 1
3 3	法人代表者等誓約書及び役員等名簿	様式 2 2
3 4	会社更生法、民事再生法及び破産法に係る疎明書面（自認書）	様式 2 3